

入札 告 白

荒尾市民病院医療廃棄物収集運搬・処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 第 1 項及び荒尾市契約規則第 11 条の規定に基づき公告します。

平成 30 年 3 月 2 日

荒尾市病院事業管理者 大嶋 壽海
(公印省略)

1. 入札対象業務

- (1) 業務名 医療廃棄物収集運搬・処理業務委託
- (2) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (5 年)
- (3) 入札方法

入札金額は、1 年間の各々の見込数量に単価を乗じた年間金額の合計を記入すること。
なお、入札書に記載された金額の 8% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって評価するので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 荒尾市に平成 28・29 年度の入札等参加資格審査申請書の提出がなされ、入札参加資格を有する者であること。入札参加届出期間中に荒尾市から指名停止処分を受けていない者であること。
- (3) 収集運搬については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 14 条の 1 第 1 項及び第 14 条の 4 第 1 項の規定、処分については、第 14 条の 1 第 6 項及び第 14 条の 4 第 6 項の規定による収集運搬・処分に関する全ての許可を受けた業者であること。
- (4) 感染性廃棄物収集運搬・処分については、本院と同等又はそれ以上の病床数の病院等の実績が過去 3 年以上あり、問題なく業務を実施していること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 条) による更生手続開始の申し立てがなされていない者ではないこと。
- (6) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 条) による再生手続開始の申し立てがなされていない者ではないこと。
- (7) 荒尾市暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 29 号) 第 2 条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係がある者ではないこと。
- (8) 関係法令に違反し、行政処分の適用を受けたことがある業者は、当該処分内容の是正後 1 年以上を経過していること。

3. 入札説明書の交付場所等

- (1) 交付場所及び問合せ先
熊本県荒尾市荒尾 2600 番地
荒尾市民病院 総務課施設係 永井

電話 0968-63-1115 FAX 0968-63-1189

E-mail : kazunori.28835@city.arao.lg.jp

(2) 交付方法

本公告の日から入札日前日の午後 5 時まで、上記 (1) の交付場所にて交付又は、当院ホームページよりダウンロードする。

(3) 入札説明書等に関する質問

入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次の方法により質問すること。

①質問受付期間

質問書に質問事項を記入し、平成 30 年 3 月 2 日 (金) から平成 30 年 3 月 7 日 (水) までに、上記 (1) の場所へメール又はファックスで行うこと。

②質問に対する回答日時及び方法

平成 30 年 3 月 9 日 (金) にメールで回答する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成 30 年 3 月 14 日 (水) 午前 11 時 00 分～
荒尾市民病院 4 階地域医療研修センター

4. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

本広告に示した競争入札参加資格のない者が提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

本公告に示した条項を履行できると判断した入札者であって、1 年間の金額の合計で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする (消費税及び地方消費税は除く)。

(4) その他

詳細は仕様書による。